

4. 貿易取引条件等について

Q1

貿易取引の条件にはいろいろな種類があるようですが、統一した規則があるのでしょうか。

A1

1. 貿易取引の基本となる「インコタームズ」

貿易取引条件の解釈に関する国際規則として「インコタームズ (Incoterms)」と呼ばれるものがあります。これは正式名称を「International Commercial Terms(国際商業条件)」といい、1936年に民間機関である国際商業会議所（本部パリ）が定めたものです。

今日、貿易取引は世界中で行われていますが、国や地域により商取引の習慣や条件が異なることがあります。このため、お互いに相手側の取引の習慣や条件の違いを知らないまま取引を行った場合、貨物の代金受取や輸送の責任範囲について食い違いが生じてトラブルとなることがあります。そこで、「貨物の値段をいくらにするのか」「貨物をどこで引き渡すのか」「運送手段は何か」「保険や税関の手続きは売主、買主のどちらが行うのか」などの売買契約内容を盛り込んだ標準的ないくつかの取引条件に分類した「インコタームズ」が定められました。これまで、貿易取引の実態に合わせて数度の改定が行われ、現在は2011年1月1日より実施されている「インコタームズ 2010」が最新の規則となっています。

インコタームズは強制力のある国際法ではないため、貿易取引をこれに則って行うかどうかは関係者の任意となっています。ただし、世界中のほぼ全ての貿易取引関係者がこの規則を基本としているので、インコタームズに従うほうがトラブルを避けるうえでも望ましいといえます。加えて、売買契約の際は誤解を避けるためにも契約の中に「インコタームズ 2010」の文字を盛り込むことが推奨されています。なお、インコタームズはあくまでも原則として定められているものなので、貿易取引関係者の取引実態に合わない場合は、双方合意の上で部分的に売買契約締結の際に変更が可能となっています。

2. 取引条件の構成

インコタームズ 2010 における取引条件は、表のとおり合計 11 の規則が 2 つのクラスに分類されています。

(1) いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則

表 インコタームズ2010の取引条件

Rules for any mode or modes of transport (いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則)		
EXW	Ex Works (named place of delivery)	工場渡 (指定引渡地)
FCA	Free Carrier (named place of delivery)	運送人渡 (指定引渡地)
CPT	Carriage Paid To (named place of destination)	輸送費込 (指定仕向地)
CIP	Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)	輸送費保険料込 (指定仕向地)
DAT	Delivered at Terminal (named terminal at port or place of Destination)	ターミナル持込渡 (仕向港または仕向地における指定ターミナル)
DAP	Delivered at Place (named place of destination)	仕向地持込渡 (指定仕向地)
DDP	Delivered Duty Paid (named place of destination)	関税込持込渡 (指定仕向地)
Rules for sea and inland waterway transport (海上および内陸水路輸送のための規則)		
FAS	Free Alongside Ship (named port of shipment)	船側渡 (指定船積港)
FOB	Free on Board (named port of shipment)	本船渡 (指定船積港)
CFR	Cost and Freight (named port of destination)	運賃込 (指定仕向港)
CIF	Cost, Insurance and Freight (named port of destination)	運賃保険料込 (指定仕向港)

第一のクラスは、7つの規則により構成されています。これらの規則は、コンテナ船輸送、海上輸送、航空輸送、陸上輸送と複数の輸送手段を組み合わせた複合一貫輸送など、輸送手段にかかわらず使用することができます。

(2) 海上および内陸水路輸送のための規則

海上と河川などの内陸水路を航行する船舶輸送にのみ適した4種類の規則により構成されています。